



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則	
*32 市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則	(市町村課)..... 1
○ 人事委員会規則	
*14 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 13
*15 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 16
○ 教育委員会規則	
*9 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 16
*10 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 17
○ 人事委員会告示	
4 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 17
○ 諸報	
県営住宅等の管理の特例に係る公告	(和歌山県住宅供給公社)..... 24

規 則

和歌山県規則第32号

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

市町村振興資金貸付規則(昭和42年和歌山県規則第118号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第2条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項第5号」を「第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第4号」に、「15パーセント以上に相当する資金の不足額を有し、かつ」を「おおむね15パーセント以上に相当する資金の不足額を有し、かつ、」に改め、同項を同条第4項とする。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 償還方法 一般貸付、生活環境貸付、財政健全化貸付及び病院健全化貸付 15年(うち据置3年以内)以内 元利均等年賦償還

第5条第1号中「、へき地貸付、新生わかやま創造貸付」を削り、同号中エを削り、オをエとし、同条第2号ア中「(別記第1号様式)」を削り、同号ウ中「(別記第4号様式)」を「(別記第3号様式)」に改め、同条第3号ア中「(別記第1号様式)」を削り、同号イ中「病院事業経営健全化計画書又は病院事業経営健全化実施見込報告書」を「公立病院経営健全化計画書又は公立病院経営健全化実施見込報告書」に改める。

第6条中「(別記第5号様式)」を「(別記第4号様式)」に改める。

第7条中「(別記第6号様式)」を「(別記第5号様式)」に改める。

第9条第1項中「(別記第7号様式)」を「(別記第6号様式)」に改める。

第11条第1項中「(別記第8号様式)」を「(別記第7号様式)」に、「提出しなければならない」を「提出し、その承認を受けなければならない」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3項中「(別記第9号様式)」を「(別記第8号様式)」に改める。

第13条中「(別記第10号様式)」を「(別記第9号様式)」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第 5 条関係)

番 号
年 月 日

和歌山県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名 印

市町村振興資金 $\left[\begin{array}{l} \text{一} \\ \text{財 政 健 全 化} \\ \text{生 活 環 境} \\ \text{病 院 健 全 化} \end{array} \right]$ 貸付申請書

市町村振興資金を下記のとおり貸付けを受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

市 町 村 名		貸付けを受けようとする事業名	
貸 付 申 請 額	千円		
貸付けを受けようとする理由			

別記第3号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式(第 5 条関係)

年度財政健全化貸付借入計画表

(単位:千円)

事業名	事業内容	既発行債の内容								財政健全化貸付金		年度末までの経過年数(年)	年度最終償還までの年数(年)	地方債の目的とする施設の耐用年数	
		借入先	発行(借入)額 A	発行(借入)年月日	発行(借入)方法	年利率	償還期間	償還方法	償還額 B	未償還高 A-B=C	借入申請額				償還年(年)
現況・その他															
		その他参考事項													

- (注) 1 「発行(借入)方法」欄には、証券借入又は証券発行の別を記載すること。
 2 「償還の方法」欄には、元金均等又は元利均等の別及び年賦又は半年賦の別を記載すること。
 3 別紙様式による償還表を添付すること。

別紙様式

償 還 表 (単位:千円)
財政健全化貸付借入

償 還 日 期	既 往 債			財政健全化貸付金			差 引		
	未償還元金	償 還 額		未償還元金	償 還 額		償還元金軽減額	利子軽減額	元利償還軽減額
		元金 A	利子 B		計 C	元金 D			
年度まで									
年度							A-D	B-E	C-F
年度									
年度									
年度									
年度									
計									

- (注) 1 財政健全化貸付の償還が完了する年度まで作成すること。
 2 借換えの対象となる既往債が 2 以上ある場合は、各年度ごとに、各既往債ごとの金額及びその合計額を記載すること。
 3 財政健全化貸付借入予定年月日を 年 月 日として記載すること。

別記第 4 号様式(第 6 条関係)

市町村長 氏 名 様
和歌山県知事 氏 名 印

番 号
年 月 日

年度市町村振興資金 $\left[\begin{array}{l} \text{一} \\ \text{財 政 健 全 化} \\ \text{生 活 環 境} \\ \text{病 院 健 全 化} \end{array} \right]$ 貸付決定通知書

年 月 日付け何第 号をもって申請のあった市町村振興貸付金の貸付については、下記のとおり決定したので通知する。

記

- 1 貸付対象事業
- 2 貸付決定額 千円
- 3 償還期限 年 月 日
- 4 償還の方法 別紙償還年次計画表のとおり

(注) 別紙様式による償還年次計画表を添付すること。

別紙様式

償 還 年 次 計 画 表

元 金 円 区分 貸付

借入年月日 年 月 日 利率 %

償還期間 年 据置期間 年

単位： 円

回数	償還年度	元利金支払期日	未償還元金	償 還 予 定 額		
				元 金	利 子	計
	年度	年 月 日	円	円	円	円
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
	年度	年 月 日				
合 計						

別記第 5 号様式(第 7 条関係)

市町村振興資金 $\left(\begin{array}{c} \text{一} \\ \text{財 政 健 全 般} \\ \text{生 活 環 境 化} \\ \text{病 院 健 全 化} \end{array} \right)$ 借用証書

金 円 也

上記金額を本日下記の条件で借用しました。

- 1 貸付対象事業
- 2 利 率
- 3 元利金の支払方法及び期日

別紙償還年次計画表のとおり支払います。

なお、毎期日に元利金の全部又は一部の支払を延納した場合は、延滞元利金につき年 10.22 パーセントの割合により違約金を支払います。

- 4 そ の 他

この貸付金については、上記のほか、市町村振興資金貸付規則に規定するところに従います。

年 月 日

和歌山県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名 印

(注) 別記第 4 号様式の別紙様式による償還年次計画表を添付すること。

別記第 6 号様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名 印

市町村振興資金 $\left[\begin{array}{l} \text{一} \\ \text{財 政 健 全 化} \\ \text{生 活 環 境} \\ \text{病 院 健 全 化} \end{array} \right]$ 貸付事業実績報告書

下記のとおり実施したので報告します。

記

市町村名			事業名				
予 算 額			執 行 済 額			差 引	摘 要
事業内容	単価	金額 (A)	事業内容	単価	金額 (B)	(A)-(B)	
	円	円		円	円		1 着工年月日 年 月 日
							2 完成年月日 年 月 日
							3 貸付金借入年月日 年 月 日
							4 経費の支出状況
計	—			—			(ア) 前金払 千円
同	国庫支出金						(イ) 出来高払 千円
	県支出金						(ウ) 概算払 千円
上							(エ) 精算払 千円
							計 千円
財	貸付金						5 その他
	一般財源						
源							

別記第 7 号様式(第 11 条関係)

番 号
年 月 日

和歌山県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名 印

市町村振興資金 $\left[\begin{array}{l} \text{一} \\ \text{財 政 健 全 化} \\ \text{生 活 環 境} \\ \text{病 院 健 全 化} \end{array} \right]$ 繰上償還申出書

上記借入金を下記のとおり繰上償還したいので申し出ます。

記

資 金 の 年 度 区 分	借 入 年 月 日	当 初 借 入 金 額	現 在 額	繰 上 償 還 額	繰 上 償 還 期 日
年度	年 月 日	千円	円	円	年 月 日

繰上償還の理由

別記第 8 号様式(第 11 条関係)

番 号
年 月 日

和歌山県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名

市町村振興資金償還猶予申出書

年 月 日に償還を要する下記借入金の元金について償還猶予の措置を受けたいので申し出ます。

記

資金の年 度 区 分	貸付区分	借 入 額		年 月 日にお ける支払所要額	備 考
		当 初	現 在		
年度		千円	千円		
合 計					

償還猶予の理由

別記第 9 号様式(第 13 条関係)

市町村振興資金 (一 般
財 政 健 全 化
生 活 環 境
病 院 健 全 化) 借入台帳

借入先	和歌山県	借入申請額	千円	据置期間	自 年 月 日	至 年 月 日				
借入金額	千円	借入年月日	年 月 日	償還期間	自 年 月 日	至 年 月 日				
貸付決定額	千円	貸付決定通知年月日	第 号 年 月 日	備考						
償還年次表			償還(てん末)実績							
年度	月日	償還額		支払月日	償還額		違約金			未償還額
		元金	利子		元金	利子	延滞日数	金額	支払年月日	
		円	円		円	円		円		円

別記第10号様式を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度以降に貸し付ける振興資金から適用する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分 組 織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知事	本 庁	理 事	監察査察監	知事室次長	参 事	課 長	旅券事務長	副 課 長	
		危機管理監	参 事	局 長		企 画 員 (医務課に 置き、本庁 の課長と同 等の職務を 行う者に限 る。)	企 画 員	総括審議員	
	知事室長	技 監	政策統括参事			室 長		総括監察査察員	
		部長		生活安全参事				主 幹	
		会計管理者		食品安全参事				国体推進員	
		国体推進監		労働政策参事				植樹祭推進員	
				植樹祭推進参事				分 室 長	
				参事（監察 査察課及び 行政改革課 に置く者並 びにこれら の者と同等 の職務を行 う者に限る 。）				総括検査員	
地方機関	共 通						企 画 員	総括専門員	
								総括研究員	
	振興局		局 長	局 長	参 事		部 長	副 部 長	
							副 参 事	支 所 次 長	
							支 所 長	海南工事事務所次長	
							海南工事事務所長	紀の川流域 下水道事務 所次長	
							ダム管理事務所長	京奈和高速 事務所次長	
							紀の川流域 下水道事務 所長	近畿自動車 道紀南高速 事務所次長	
							京奈和高速 事務所長	切目川ダム 建設事務所 長	
							国道橋本建 設事務所長		

						近畿自動車 道紀南高速 事務所長		
東京事務所			所 長			次 長	次 長 企業誘致統 括員	
県税事務所				所 長			次 長	
消 防 学 校						校 長	教 頭	
防災航空セ ンター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
環境衛生研 究センター						所 長	次 長 部 長	
鳥獣保護セ ンター						所 長		
消費生活セ ンター						所 長		
男女共同参 画センター						所 長		
動物愛護セ ンター						所 長		
子ども・女 性・障害者 相談センタ ー				所 長			次 長	
紀南児童相 談所						所 長	分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福 祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学 院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学 校						学 校 長		
こころの医 療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長 診 療 部 長 看 護 部 長	
難病・子ど も保健相談 支援センタ ー						所 長		
公営競技事 務所						所 長	次 長	
産業技術専 門学院						学 院 長	副 学 院 長	
工業技術セ ンター				所 長			副 所 長 部 長	
世界遺産セ ンター							事 務 長	
農林水産総 合技術セン				所 長		所 長	次 長	

		ター					場 長	事 務 長 副 場 長 部 長		
		農業大学校					校 長 所 長	副 校 長		
		農作物病害 虫防除所						所 長		
		家畜保健衛 生所					所 長			
		南紀白浜空 港管理事務 所					所 長	次 長		
		和歌山下津 港湾事務所					所 長	次 長		
	県 議 会		事 務 局 長	事務局次長		課 長		副 課 長 総括調査員		
教育委員会	本 庁			局 長	参 事	課 長 教育企画員 室 長	教育企画員	室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員		
	地方 機 関	教育支援事 務所						所 長		
		教育センタ ー学びの丘				所 長			副 所 長 主 幹	
		図 書 館				副 館 長			紀南図書館 長 センター長 主 幹 総 括 司 書	
		近代美術館						副 館 長	主 幹	
		博 物 館				副 館 長			主 幹	
		紀伊風土記 の丘				副 館 長			主 幹 教育企画員	
		自然博物館						副 館 長	主 幹 専 門 員	
		県立学校							事 務 長	事 務 長
		警 察	本 部			参 事 官		課 長 科学捜査研 究所長 監 察 官	室 長 照会センタ ー長 交通管制セ ンター長 運転免許試 験場長	次 席 副 所 長
本 庁						事 務 局 長		事務局次長		
選挙管理委	分 局						分 局 長			
	地 方									

員 会	機 関								
監 査 委 員		事 務 局 長			課 長		副 課 長 総括調査員		
人 事 委 員 会		事 務 局 長			課 長		副 課 長		
労 働 委 員 会		事 務 局 長			課 長		副 課 長		
海区漁業調整委員会							事 務 局 長		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第22号中「職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第14条第1項に次の1号を加える。

(24) 風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事務局に」の次に「、主任指導主事」を、「指導主事」の次に「、主任社会教育主事」を加え、同条第25号を削り、同条第24号を同条第25号とし、同条第23号を削り、同条第22号を同条第24号とし、同条第13号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の2号を加える。

(13) 総括指導主事

(14) 総括社会教育主事

第2条中第27号を削り、第28号を第27号とする。

第3条各号列記以外の部分中「所長」の次に「主任指導主事」を、「指導主事」の次に「主任社会教育主事」を加え、同条第11号を削り、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 主任教育相談主事

第3条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「主幹」の次に「教育企画員」を、「総括人事主事」の次に「総括指導主事、総括社会教育主事、主任人事主事」を、「人事主事」の次に「政策推進員」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）
職員格付表（警察官を除く。）

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事	本 庁	理 事	知事室次長	課 長	室 長	主 査	
		危機管理監	局 長	室 長	総括課長補佐	医 師	
		監察査察監	参 事	副 課 長	課 長 補 佐	検 査 員	
		知事室長	政策統括参事	総括審議員	政 策 審 議 員	船 長	
		部 長	生活安全参事	総括監察査察員	監 察 査 察 員	機 関 長	
	参 事			改 革 推 進 員	主 査 航 海 士		

		技 監 会計管理者 国体推進監	食品安全参事 労働政策参事 植樹祭推進参事	主 幹 企 画 員 旅券事務長 国体推進員 植樹祭推進員 分 室 長 総括検査員	国体推進員 植樹祭推進員 班 長 調 査 員 主 任 分 室 長 検 査 員 船 長 機 関 長 主任航海士 主任機関士	主査機関士
地方機関	共 通			企 画 員 総括専門員 総括研究員 主 幹 教 授	主 任 主任研究員 専門技術員 教 務 主 任	主 査 主査研究員 教 務 主 任
	振 興 局	局 長	局 長 参 事	部 長 副 部 長 副 参 事 支 所 長 支 所 次 長 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 京奈和高速事務所長	課 長 旅券駐在員 調 査 員 会 計 専 門 員 会 計 駐 在 員 入札契約統括員 出 張 所 長 紀の川流域下水道事務所次長 切目川ダム建設事務所次長 検 査 員	

			京奈和高速 事務所次長		
			国道橋本建 設事務所長		
			切目川ダム 建設事務所 長		
			近畿自動車 道紀南高速 事務所長		
			近畿自動車 道紀南高速 事務所次長		
			ダム管理事 務所長		
東京事務所		所 長	次 長	次 長	
			企業誘致統 括員	課 長 企業誘致統括員	
県税事務所		所 長	次 長	課 長	
消 防 学 校			校 長 教 頭		
防災航空セ ンター			所 長	次 長	
文 書 館			館 長 次 長	課 長	
環境衛生研 究センター			所 長 次 長 部 長	課 長 総括主任研究員 支 所 長	
鳥獣保護セ ンター			所 長	課 長	
消費生活セ ンター			所 長 次 長	支 所 長	
男女共同参 画センター			所 長	課 長	
動物愛護セ ンター			所 長	課 長	
子ども・女		所 長	次 長	課 長	室 長

性・障害者 相談センター					
紀南児童相 談所			所 長 分 室 長	次 長	
仙 溪 学 園			園 長 次 長	次 長 課 長	
女性保護施 設なぐさホ ーム		所 長			
精神保健福 祉センター			所 長	次 長	
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学 院		学 院 長 副 学 院 長	事 務 長 教 務 主 幹	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員
なぎ看護学 校			学 校 長	副 学 校 長	主 査 専 任 教 員
こころの医 療センター		院 長 事 務 局 長	副 院 長 事 務 局 次 長 部 長	部 長 課 長 医 長 科 長 薬 局 長 技 師 長 看 護 副 部 長 看 護 師 長 主 任 看 護 師 室 長	医 長 科 長 看 護 師 長 副 看 護 師 長 主 査 看 護 師
難病・子ど も保健相談 支援センタ ー			所 長		
公営競技事			所 長	課 長	

	務所			次 長		
	工業用水道 管理センター			所 長	課 長	
	産業技術専門学院			学 院 長 副 学 院 長	課 長 部 長	
	工業技術センター	所 長		副 所 長 部 長	部 長 課 長 特 別 研 究 員	
	世界遺産センター			事 務 長	調 査 員	
	農林水産総合技術センター	所 長		所 長 場 長 事 務 長 副 場 長 次 長 部 長	課 長 部 長 副 場 長 副 所 長 船 長 機 関 長	主 査 航 海 士 主 査 機 関 士
	農業大学校			校 長 副 校 長 所 長	部 長 課 長 次 長	
	農作物病害虫防除所			所 長		
	家畜保健衛生所			所 長	次 長 課 長 支 所 長	
	南紀白浜空港管理事務所			所 長 次 長	次 長 課 長	
	和歌山下津港湾事務所			所 長 次 長	課 長	
県 議 会	事務局 長	事務局次長		課 長 副 課 長 総括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐	主 査

					班 長 主 任	
教育委員会	本 庁	監察査察監	局 長 参 事	課 長 室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主事 専 門 員	総括課長補佐 課 長 補 佐 班 長 主 任 分 室 長 専 門 員 主任人事主事 主任指導主事 人 事 主 事 教 育 企 画 員 政 策 推 進 員	主 査 人 事 主 事 教育相談主事 指 導 栄 養 士
	地方機関	教育支援事務所		所 長	主任指導主事 主 任	主 査
		教育センター学びの丘		所 長	副 所 長 主 幹 専 門 員 課 長 教育相談室長 総括指導主事 主 任 主任指導主事 主任教育相談主事	主 査 教育相談主事
		図 書 館		副 館 長	紀南図書館長 センター長 主 幹 総括司書	課 長 主 任 調 査 員 主 任 司 書 専 門 員
	近代美術館		副 館 長 主 幹	専 門 員 課 長 主 任	課 長 主 査 主 査 学 芸 員	

					主任学芸員	
	博物館		副館長	主幹	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	紀伊風土記の丘		副館長	主幹 教育企画員	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	自然博物館			副館長 主幹 専門員	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	県立学校			事務長	事務長 事務長補佐 主任	事務長補佐 主査 主査栄養士
警察	本部		参事官	課長 所長 監察官 室長 場長 次席 副所長 センター長 隊長 管理官 交通管制官 総括研究員 首席師範 事故統計官	次席 副所長 センター長 調査官 課長補佐 校長補佐 主任研究員 師範	係長 教官 専門研究員

	地方機関	警 察 署			会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選挙管理委員会		本 庁			事 務 局 長 事 務 局 次 長	事 務 局 次 長 班 長	
	地方機関	分 局			分 局 長	分 局 長 代 理	
		監 査 委 員 会	事 務 局 長		課 長 副 課 長 総括調査員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長	主 査
		人 事 委 員 会	事 務 局 長		課 長 副 課 長	主 任	係 長 主 査
		労 働 委 員 会	事 務 局 長		課 長 副 課 長	主 任	主 査
		海区漁業調整委員会			事 務 局 長	支 所 長 主 任	
		市町村立小中学校				事 務 主 任	主 査 主 査 栄 養 士

別表第5備考4中「、国又は公共企業体」を「又は国」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年3月29日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

(2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他(1)に付随する業務を行うこと。

4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで